



報道発表資料の配付日時 11月16日(水) 17時15分

発表項目	高病原性鳥インフルエンザに係る養鶏場の緊急消毒の実施について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>(経緯)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和4年10月以降の今シーズン、道内複数の地域で野鳥での高病原性鳥インフルエンザウイルス陽性事例が継続的に確認されており、10月28日及び11月7日には、胆振管内の家きん飼養農場で、本病の発生が確認されています。</li> <li>○ また、道外においても、複数の県で本病の発生が確認されている状況であり、今後、本病の発生リスクは極めて高い状況が継続しております。</li> <li>○ このため、道内の家きん飼養農場における本病の発生予防を徹底するため、100羽以上の家きんを飼養する農場（だちょうにあっては10羽以上）に対し、家畜伝染病予防法第9条に基づく緊急消毒を実施することとし、本日付で告示しました。</li> <li>○ なお、告示の内容については、農政部畜産振興課のホームページで公開しております。 <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/kachikueisei/aviflu.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/kachikueisei/aviflu.html</a></li> </ul> <p>(実施の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施の期日 令和4年11月20日から令和4年12月31日まで</li> <li>○ 対象農場 100羽以上の家きんを飼養する農場（だちょうにあっては10羽以上）</li> </ul>		
報道（取材） に当たって のお願い	○ 高病原性鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥と密接に接触するなどの特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないとされています。		
他のクラブ との関係	同時配布	同時レク	
担当 (連絡先)	(農政部畜産振興課 担当者：横田) TEL：011-231-4111 (内線 27-758) ダイアルイン：011-204-5441		

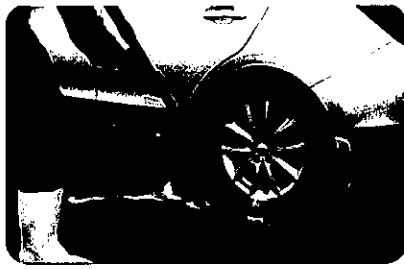
# 緊急消毒の実施

現在、道内では、高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが極めて高い状況が継続しています。

本病の発生予防に万全を期すため、家畜伝染病予防法に基づき、緊急消毒を命じますので、家畜保健衛生所の指導に従い、消毒の徹底をよろしく願います。

なお、必要な消毒薬の一部は道が配布します。

## 1 農場に出入りする車両の消毒を実施



※特にタイヤまわりの消毒を実施

## 2 農場・畜舎に出入り時、長靴、資材等の消毒を実施



※汚れをしっかりと落として消毒を実施

## 3 畜舎に出入りする者の手指消毒を実施



使い捨てではない手袋を使用する場合、手袋にも病原体は付着しますので注意してください。

### 消毒薬の例



500倍希釈  
で使用  
(1Lに2g)

次亜塩素酸系消毒薬

又は



500倍希釈で使用  
(1Lに2ml)

逆性石鹼



直接噴霧  
して使用

アルコール系消毒薬

〇〇家畜保健衛生所 連絡先000-0000-0000